一般社団法人 福岡県市町村福祉協会定款

平成24年5月30日 議決
（平成25年3月21日認可）
改正 平成27年5月27日

第１章　総　　則

（名　称）

第１条　この法人は、一般社団法人福岡県市町村福祉協会という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を福岡市中央区天神に置く。

第２章　目的及び事業

（目　的）

第３条　この法人は、地域社会において住民の福祉の増進と向上を図るとともに、市町村等（福岡県内の市町村及び市町村の組合をいう。以下同じ）の職員及び退職した者等の福利・厚生に関する事業を行い、もって市町村自治の振興に寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 講演会・研修会等の開催に関すること。
(2) 地方自治の行政相談に関すること。
(3) 社会福祉事業等への奉仕活動に関すること。
(4) 年金制度の研究調査等に関すること。
(5) 市町村等の職員及び退職した者等の福利厚生に関すること。
(6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業に関すること。

（事業年度）

第５条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

第３章　会　　員

（会員の種類）

第６条　この法人の会員は、福岡県市町村職員共済組合の組合員及びその組合員であった者並びに理事会で加入を認められた団体の職員とその団体の職員であった者であって、この法人の目的に賛同して入会した者とする。

２　この法人は、会員の中から、概ね250人に１人の割合をもって選出される代議員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。（端数の取扱いについては理事会で定める。）

３　代議員を選出するため、会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規程は理事会において定める。

４　代議員は、会員の中から選ばれることを要する。会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

５　第３項の代議員選挙において、会員は他の会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

６　第３項の代議員選挙は、２年に１度、５月に実施することとし、代議員の任期は、選任の２年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。

７　代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

８　補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を１人又は２人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（２以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該２以上の代議員）につき２人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

９　第７項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第６項の代議員選挙終了の時までとする。

10　会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

(1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

(2) 法人法第32条第2項の権利（会員名簿の閲覧等）

(3) 法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）

(4) 法人法第50条第6項の権利（代議員の代理権証明書面等の閲覧等）

(5) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法及び書面による議決権行使記録の閲覧等）

(6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

11　理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対しこれによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任はすべての会員の同意がなければ、免除することができない。

（入　会）

第７条　この法人の会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員になろうとする者は、総会において定める会費規程に基づき、入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員資格喪失）

第９条　会員が次の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(3) １年間以上会費等を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

（退　会）

第10条　会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

（除　名）

第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、代議員の半数以上が出席し、出席代議員の３分の２以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対して、総会の１週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他正当な事由があるとき。

２　前項により除名が決議されたときは、その会員に対して、通知するものとする。

（会費等の不返還）

第12条　退会し、又は除名された会員が既に納入した会費・入会金・その他金品は、これを返還しない。

第４章　総　会

（総　会）

第13条　総会をもって、法人法に定める社員総会とする。

（構　成）

第14条　総会は、代議員をもって構成する。

２　総会における議決権は、代議員１名につき１個とする。

（権　限）

第15条　総会は、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項を決議する。

(1) 役員の選任及び解任

(2) 定款の変更

(3) 各年度の事業報告並びに決算の承認

(4) 入会の基準並びに会費等金額

(5) 会員の除名

(6) 解散及び残余財産の処分

（種類及び開催）

第16条　この法人の通常総会を法人法上の定時社員総会と位置付ける。

２　通常総会は、毎年事業年度終了後３ケ月以内に開催する。

３　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 議決権の５分の１以上を有する代議員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

（招　集）

第17条　総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第３項第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、総会の10日前までに通知を発しなければならない。

（議　長）

第18条　総会の議長は、その総会において、出席代議員の中から選任する。

（定足数）

第19条　総会は、当該総会の目的である事項についての議決権を有する総代議員の過半数が出席しなければ開催できない。

（決　議）

第20条　総会の決議は、法人法第49条第２項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、当該総会の目的である事項についての議決権を有する代議員の過半数が出席し、当該事項については出席代議員の過半数をもって行う。

（書面表決等）

第21条　総会に出席できない代議員は予め通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

２　前項の場合における第19条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

（議事録）

第22条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　議長は、前項の議事録に記名押印する。

（総会運営規則）

第23条　総会の運営に関し必要な事項は、法令又は、この定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第５章　　役員等及び理事会

第１節　　役　員　等

（種類及び定数）

第24条　この法人に次の役員を置く。

(1) 理事　10名以上15名以内

(2) 監事　２名

２　理事のうちから１名を理事長とし、法人法上の代表理事とする。

３　理事長以外の理事のうち、１名を法人法第91条第1項第2項の業務執行理事とする。

（選任等）

第25条　理事及び監事は総会の決議によって選任する。

２　理事長及び業務執行理事１名を理事会において選定する。

３　監事はこの法人の理事又は、使用人を兼ねることができない。

（理事の職務･権限）

第26条　理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

２　理事長は、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において、別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

３　理事長及び業務執行理事は、事業年度毎に４ケ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務･権限）

第27条　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 総会及び理事会に出席し、必要と認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。

ただし、その請求があった日から５日以内にその請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しく損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対して、その行為をやめることを請求すること。

（任　期）

第28条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

３　役員は第24条第１項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

４　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

（解　任）

第29条　役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総代議員の半数以上が出席し、総代議員の議決権の３分の２以上の議決に基づいて行わなければならない。

（取引の制限）

第30条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引。

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引。

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引。

２　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

３　前第２項の取扱いについては、第41条に定める理事会運営規則によるものとする。

（役員に対する報酬等）

第31条　役員は無報酬とする。

２　役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第２節　　理　事　会

（設　置）

第32条　この法人に理事会を設置する。
２　理事会は、すべての理事で組織する。

（権　限）

第33条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
(1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
(2) 規則の制定、変更及び廃止
(3) 理事の職務の執行の監督
(4) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
(5) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定

（種類及び開催）

第34条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があったとき
(3) 前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
(4) 第27条第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招　集）

第35条　理事会は、理事長が招集する。
２　前条第３号による場合は理事が、前条第４号による場合は監事が、理事会を招集する。
３　理事長は、前条第２号又は第４号に該当する場合は、その請求があった日から５日以内に、招集の通知をしなければならない。
４　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の１週間前までに通知しなければならない。
５　前項の規定にかかわらず理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議　長）

第36条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）

第37条　理事会は理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（決　議）

第38条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第39条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事会の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

ただし、監事が異議を述べた時は、その限りではない。

（議事録）

第40条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（理事会運営規則）

第41条　理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第６章　　資産及び会計

（財産の管理・運用）

第42条　この法人の財産の管理･運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

（事業報告及び決算等）

第43条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号については、通常総会に報告し、第3号、第4号の書類については、通常総会で承認を受けなければならない。

３　事業計画及び予算については、理事会の決議を経た上で、直近の通常総会において報告するものとする。

（会計原則等）

第44条　この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

２　この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によ　　るものとする。

第７章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第45条　この定款は、総会において代議員の半数以上が出席し、総代議員の議決権の３分の２以上の決議により変更することができる。

（解　散）

第46条　この法人は、法人法第148条第２号及び第４号並びに第５号から第７号までに規定する事由によるほか、総会において総代議員の半数以上が出席し、総代議員の議決権の３分の２以上の議決により解散することができる。

第８章　　事　務　局

（設置等）

第47条　この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長、その他職員を置く。

３　事務局長及び職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

（備付け帳簿及び書類）

第48条　主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置きしておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類

(5) 監査報告

(6) その他法令で定める帳簿及び書類

第９章　　公告の方法

（公告の方法）

第49条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章　　補　　則

（委　任）

第50条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2　この法人の最初の代表理事は金子健次とする。

3　この定款の施行後の最初の代議員は、第６条と同じ方法で予め行う代議員選挙において、最初の代議員として選出された者とする。

4　整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第５条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

5　法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規約、規程は、移行後もその効力を有するものとする。

附　　則

1　この定款は、平成 27 年５月 27 日から施行する。